いと思います。

された皆様に心からお見舞い申し上げるとともに、

東日本大震災から九年目を迎えております。

被災

本日は、三月十一日ということでありまして、

犠牲になられた皆様にも改めて哀悼の意を表した

ことしは政府の追悼式が新型コロナウイルス感

〇尾辻委員 な

おはようございます。立国社の尾 尾辻かな子君。

辻

- \Diamond 定稿版で、一般への公開用ではありません。 されるまでの間、審議の参考に供するための 議事速報(未定稿)は、 正規の会議録が発 未 行
- \Diamond 言、理事会で協議することとされた発言等は、原後刻速記録を調査して処置することとされた発 発言のまま掲載しています。
- \Diamond 受け取られることのないようお願いいたします。 、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と後、訂正、削除が行われる場合がありますの

護という趣旨からいうと問題になるのではないかこれは、労働基準法のそもそもの趣旨、労働者保 効期間の方が短くなるということになりました。正後の民法の規定より今回の賃金請求権の消滅時経過によって時効になるということで、今回、改 と思います。 と思います。なぜ三年になったか、お聞きしたい 後の民法の規定より今回の賃金請求権の消滅時 客観的起算点から十年で、 うことで、今回、改、いずれか早い方の

滅時効期間は、

から

Ŧī.

と同様の五年とするところであります。のバランスを踏まえて、最終的には改正後の民法の民法における契約上の債権の消滅時効期間 うに、賃金請求権の消滅時効期間について、改正 〇加藤国務大臣 今回の法案では、今御指摘のよ 法 ع

て、新たに消滅時効期間を適用するということに期日が到来する全ての労働者の賃金請求権についしまう、そういったことで、施行日以降に支払い れでは会社の中において扱いがばらばらになって 契約をする者が対象になるわけでありますが、そ す。これは、一つは、改正民法においては新たに他方、当分の間は消滅時効を三年としておりま たところであります。

も踏まえて、当面、 ちにするのはなかなか難しい、こういった御議 年でありますけれども、それを五年にするのも直の御意見もありまして、現行の記録の保存、今三 たところであります。 そうしたことも踏まえて、またさまざまな労使 消滅時効を三年とすることに 現行の記録の保存、今三 論

ことをまた順次聞きたいと思いますが、 ○尾辻委員 その理由が本当に適切なのかという 私は、労

> として大事だと思います。 支払う体制をとっていただく、これが何より前 うふうに発生させない、ちゃんと未払い賃金なく うに思いますし、そもそも、未払い賃金をこうい 「原則五年というのが本来あるべき姿だというふ 『者保護を目的とする労働基準法であ

すか、やはり未払い賃金は問題だと思われません ちょっとこの前提の確認だけ。 大臣、 V カュ

当然のことだというふうに思いますし、これに対 していきたいと思います。 政において未払い賃金が発生しないように努力を りますけれども、しっかり我々は引き続き監督行 しては、今までも未払い賃金の指摘がいろいろあ すから、それにのっとった賃金が支払われるのは 働き手が働いた、 〇加藤国務大臣 そもそも約束をしているわけで これは当然、 労働者というか、

- 1 -

たかと思います。 〇尾辻委員 まず、 その前提のところを確認でき

方は五年になるという、長ければ十年ですけれど うのが今回の労基法の方ですから、家事使用人の でいうと、労働債権保護の範囲が縮減されるとい 働基準法の適用除外なんですね。ですから、 事使用人と呼ばれる方々でして、家事使用人は労 れども、例えば、 まうということになっているわけです。他方で、 ちょっと個別の論点を聞いていきたいんですけ が適用されないということは問題じゃないかと 逆転現象が労働者と家事使用人で起こってし 使用人に関しては労災保険とか労働基準 今回、非常に特異になるのが家 今回

うふうに思います。 まずは、労働基準法改正案につ て順次お聞

き

をしてまいりたいと思います。

を願いながら、質疑に入らせていただきたいとい

けれども、しっかりと東北の被災地を思い、 染拡大により中止になったという異例の事態です

復興

当分の間は三年にということになりました。 れども、今回の法改正によって、賃金請求権の消 まず最初、大臣にお聞きしたいと思うん これが二年から原則五年に、 しかし んですけ

訟も提起されてい こう いう矛

だと思います。いかがでしょうか。 るわけですが、やはりここは、しっかり家事使用 どもこういうちぐはぐな待遇になってしまってい 人をまず労働者として位置づけて考えていくべき 家事使用人について、同じ労働者といえ

〇坂口政府参考人 お答え申し上げま

二項におきまして、「この法律は、同居の親族の 用しない。」ということで、議員御指摘のとおり、 みを使用する事業及び家事使用人については、適 ございましたように、現在、労基法の百十六条の 労働基準法の適用の問題かと考えますが、 適用除外ということの扱いになっておりま 今議員の方からのお尋ねについてはそもそも 御指摘 す。 \mathcal{O}

すと、現行のそういった取扱いということを維持 としておるところでございまして、私どもとしま というものにつきましては、今申し上げたのは同この点につきましては、そもそも、家事使用人 したいと思っております。 係とは異なった特徴を有する関係にある者という 居の親族のみというものと同等に、通常の労働関 介入が不適当というような考え方から適用除外 国家による監督規制というような法

○尾辻委員 でも、そうなると過労死しても労災 すべきときに来ているというふうに思いますので、 起こっていますから、やはりそろそろこれは見直 指摘しておきたいというふうに思います。 の申請ができないとか、こういう不都合なことが

範囲は

一体どこまで

休暇中の賃金、これは労基法上の賃金に当たるんですけれども、労基法二十六条の休業手当や有給なのかというのもこれまた議論になっているわけ でしょうか。

〇坂口政府参考人 お答え申し上げま

うものを指すということとされております。 問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払 ますけれども、この定めでは、名称の 労働基準法の第十一条に賃金について置 と置いて をお

うものにつきましては、この労基法の第十一条に 二十六条に基づきます休業手当、それから労基法したがいまして、今議員お尋ねの、労基法の第 **〇尾辻委員** 確認をさせていただきました。 言う賃金に該当するというものでございます。 の第三十九条に基づく年次有給休暇中の賃金とい

原則五年ということになりましたが、当分の間はと思います。今回も、労働者名簿等の保存期間は存がなかなか難しいというようなお話があったか存期間、何で三年になったのかというときに、保ちょっと一問飛ばしまして、先ほど大臣が、保 現行の三年のままということです。

別に、三年が五年になってもそんなに負担は変わ申告に係るものは七年保存なんですね。ですから、思っていまして、例えば税法上の事業年度の確定 存に係る負担がどれぐらいどうなるの いう客観的なデータが示されたり、 されたことについては私は疑問が残るんです。 らない。五年保存が使用者側から負担が大きい これについて、二年延びることが負担なんだと 私、これなんかはやはりちょっとおかし 企業の記録 こうい いなと . ح 保

はあるんでしょう

〇坂口政府参考人 お答え申し上げます。

そういったものについては一概にお示しすること いないというものでございます。 が困難ということで、これまでもお示しはできて ました保存方法等によって大きく異なりますので、 ども、やはり企業規模あるいは記録の今申し上げ 具体的なコストや負担についてでございますけれ てくるということで考えてございます。その際の の見直しというようなことも付随して必要になっ ざいましたり、あるいは紙媒体に係る保存の方法 のみならず、企業においては、システム改修でご とになりますと、やはり、いわゆる紙媒体の文書 録の保存期間を五年に延長した場合というこ

が行われていたということでございます。 科会においてもそういったような意見というも えてございまして、労働政策審議会の労働条件分 とであれば相応の負担が発生するというもので考 は紙媒体での保存を行っている事業場というこ ただ、一般的には、従業員が多い事業場、 ある

後努めてまいりたいと考えてございます。 ざいますとおり、労使あるいは公益委員の御意見 状況等についても可能な限り把握できるように今 も踏まえて、こういった企業における労務管理の 私どもとしましても、本法案の検討規定にもご

いうのはないわけですよね、負担だという。 〇尾辻委員 確認ですけれども、 客観的デー タと

いろいろ、企業規模等々でさまざまでございます **〇坂口政府参考人** 先ほど申し上げましたとおり 定量的な、 客観的なデータということにつ

す。いては持ち合わせていないということでございま

○尾辻委員 今回、こういった議論をするときに、 ○尾辻委員 今回、こういった議論をするときに、 かいうことで、結果的に原則五年ですけれども、 これはやはり、実態把握、データとして私たちに これはやはり、実態把握、データとして私たちに これはやはり、実態把握、データとして私たちに これはやはり、実態把握、データとして私たちに これはやはり、実態把握、データとして私たちに なっていただかなきゃいけませんので、 五年に早くしていただかなきゃいけませんので、 本則の 五年に早くしていただかなきゃいけませんので、 をと思いますが、いかがでしょうか。

○坂口政府参考人 今委員御指摘のように、こうの適正化等に取り組まれるという中小企業事業主れる中小企業事業主を中心としまして、労務管理れる中小企業事業主を中心としまして、労務管理おるいはそういった文書の保存といった労務管理あるいはそういった文書の保存といった労務管理あるいはそういった文書の保存といった労務管理あるいはそういった文書の保存といった労務管理あるいはそういった文書の保存といった労務管理あるいはそういった文書の保存といった労務管理あるいはそういった文書の保存といった労務管理あるいはそういった文書の保存といった労働では、

私どもとしましても、引き続き、こういった助ものの助成というものもしております。労務管理用機器の導入、更新に要する費用という組む場合に、労務管理用のソフトウエアあるいは産性の向上を図りながら労働時間の縮減等に取り産性の向上を図りながら労働時間の縮減等に取りがうようなものにおきまして、中小の事業主が生い方は、現行も、時間外労働等の改善助成金と

いと思います。いうことを支援するということで努めてまいりたいうことを支援するということで努めてまいりた賃金不払いが起こらないようにするための取組と成金の活用を進めるとともに、長時間労働の削減、

したいと思います。 **〇尾辻委員** まず、しっかり実態把握をしてくだいと思います。

周知期間は設けておりません。

周知期間は設けておりません。

次、大臣にちょっとお聞きいたしますけれども、今回の法案は施行期日が四月一日ということであわけで、そうすると、本当に労働者の皆さんにこういった一年延びましたよとかいうことが周知こういった一年延びましたよとかいうことが周知に対した。この辺はどうお考えなんでしょうか。このが、大臣にちょっとお聞きいたしますけれども、次、大臣にちょっとお聞きいたしますけれども、次、大臣にちょっとお聞きいたしますけれども、

この規定は遡及適用はしないということでありこの規定は遡及適用はしないということであります。施行日時点で既に支払い期目が到来している賃金債権については過去にさかのぼって三年分る賃金債権については過去にさかのぼって三年分のでも、三年なんですけれども、最初の二年は今いても、三年なんですけれども、最初の二年は今いても、三年なんですけれども、最初の二年は今い。

.からそういった事態が生じますから、それに向そういった意味においては、令和四年の四月以

いうふうに思います。 けて今からしっかりと周知等を図っていきたい

○尾辻委員 だから、民法のときに比べたら、今 の尾辻委員 だから、民法のときに比べたら、今 のは大臣もおっしゃるとおりなんですが、しっ うのは大臣もおっしゃるとおりなんですが、しっ というふうに感じています。ですので、もちろん、 というなが、というのは本当にばたばただな 回の労基法の改正というのは本当にばたばただな

となんです。となんです。

このあたりはいかがでしょうか。

のが今の状況ではあります。すが、当分の間は当分の間としか言えないというまして、現時点では、まことに申しわけないんで経過措置の期間が当分の間とされたところでありる一様国務大臣 これもいろいろな御議論の中で

をしていく、また、労働時間の適切、 から、このため、厚労省としては、改正法の周知、がこれまで以上に求められていくわけであります に対応するため企業に対し労働時間の適切な管理 していきたいと思っております。 るわけでありますから、その解決に向け、 によって、一つ一つの課題、いまだ指摘されてい 用に対する助成、こういったことに取り組むこと 管理の適正化に向けた支援、労務管理機器等の活 と記録保存のため、特に、中小企業に対する労務 不払いが起こらないようにするための取組を推進 定着はもとよりとして、長時間労働の削減や賃金 未払い賃金に係る紛争が発生している実態、それ ただ一方で、消滅時効期間の延 長に際し 適正な把握 努力を ては、

と原則に戻すべきだということを要請をしておきと原則に戻すべきだということですけれども、の間と書いてあるんですから、その上で適切な判断検討がなされるものという、その上で適切な判断検討がなされるものという、その上で適切な判断検討がなされるものという、その上で適切な判断がなされるものというというふうに思います。の間と書いてあるんですから、本当はきちんと廃れは、ちゃんと五年のときに見直して、しっかりはでありますけれども、そうした際にも、今回のけでありますけれども、そうした際にも、今回のけでありますがあるとのでありますがあるがなお、施行後五年の見直しという規定があるわなお、

にいというふうに思います。

表したいというふうに思います。 あり組んでいただいていることには心から敬意を 取り組んでいただいていることには心から敬意を れども、まずもって、今回、本当に、厚生労働省 れども、まずもって、今回、本当に、厚生労働省 とについてお聞きをしてまいりたいと思いますけ とについてお聞きをしてまいりたいと思いますけ

特に、専門家会議の方では長期化を視野に入れ 特に、専門家会議の方では長期化を視野に入れ をというような話もありますので、今、短期的に たというような話もありますので、今、短期的に けるように頑張っていただきたいというような話もありますので、今、短期的に

で混同されているようなので。新型コロナウイルス感染症とウイルスがどうもいろいろ議論の中で混同されているようなので。新型コロナウイルス感染症というのは、WHOでいうとCOVIDー19である。そして、ウイルスというのはこれまた別のちゃんとした名称があって、これはSAまた別のちゃんとした名称があって、コロナウイルまた別のちゃんとした名称があって、コロナウインがあります。コロナウイルスがどうもいろいるところで、ちょっと、先ほどから少し議論のあるところで、ちょっと、先ほどから少し議論のあるところで、

〇宮嵜政府参考人 お答え申し上げます。

に定着しているので、この名称を使わせていただに新型コロナウイルス感染症という名称が一般的19という名称が定められましたが、日本では既いとおりでございますが基本的に議員の御指摘のとおりでございますが

ております。

うふうに理解しております。 ないということで、この和名というのはないといだ和名等が現時点では学会等で定められたものがV―2でございますけれども、これについてはままた、ウイルスにつきまして、SARS―Co

何と呼ばれているんでしょう。ということは、では、皆さんはそのウイルス名は〇尾辻委員 済みません、ウイルスの和名がない

〇宮嵜政府参考人 一般的に、現時点では新型コープのではではでは、

○尾辻委員 新型コロナ、私、これは今緊急性の 〇尾辻委員 新型コロナ、私、これは今緊急性の 〇尾辻委員 新型コロナ、私、これは今緊急性の 〇尾辻委員 新型コロナ、私、これは今緊急性の 〇尾辻委員 新型コロナ、私、これは今緊急性の

うな扱いの未知のものがなるということですよね。病院、十床、これしかない。要は、一類相当のよいでは、非常に劇症化する。それも、日本でこれ中では、非常に劇症化する。それも、日本でこれのことだけ、少し確認をしておきたいと思います。のことだけ、少し確認をしておきたいと思います。済みません、あともう一点、ちょっと新感染症

るということでございます、

新感染症であ

れば。

〇宮嵜政府参考人 お答え申し上げます。

ましたけれども、感染症法では第六条の第九項に おいていろいろ規定されているところでございま 新感染症につきましては、今委員からもござい

染症指定医療機関というところが定められており というのは今委員から御指摘のありました特定感 まして、そこで対応する感染症ということになり それから、収容というか、治療を行う医 (発言する者あり) 新感染症です。 療機関

扱いも、特定の感染症の医療機関、四病院、十床うなもの。これが新感染症。だから、皆さんの取 というのは非常に劇症型で、一類ぐらいになるよ定感染症ですよね。私のイメージでは、新感染症 ったのは、今、 **〇尾辻委員** 新感染症というのは、 でしかできないという取扱いにしていますよね、 新型コロナウイルスというのは指 四病院、 私が聞きたか

るということであれば新感染症というような取扱 とか、そのウイルス、感染症が未知の感染症であ 類とか二類とかということでありますと指定感染 **〇宮嵜政府参考人** お答え申し上げます。 症ということでございまして、あくまでも、 いになるということ、すごくアバウトな表現です 今、一類のようなという話がありましたが、一 そういう取扱いになるという整理でご 病院は、 特定感染症医療機関で対応す 原因

> [委員長 では、 時計をとめてくださ

[速記中止]

宮嵜健康局長。 ては、 時計を起こしてください。

〇宮嵜政府参考人 お答え申し上げま

O尾辻委員 じゃ、それは、 まして、そこで対応するということでございます。 四医療機関で十床指定されているところでござい 先生が言われている特定感染症医療機関は全国で 感染症医療機関というふうに申し上げましたが、 医療機関の方は、新感染症につきまして、 例えばバイオセーフ 定

では一番高いレベルで対応するような形となって件を定めて、その感染症を取り扱う医療機関の中圧でいろいろな対応ができるようにとか幾つか要の宮嵜政府参考人 指定の要件としては、必ず陰 ございます。 ティーレベルはどれぐらいのものですか。

○尾辻委員 バイオセーフティーレベルは聞いて○尾辻委員 バイオセーフティーレベルは聞いて もう結構かと思います。

かというと、専門家会議を経ずに実行されている るんですけれども、 斉休校とか入国制限とかイベント自粛とかで、 く保護者の皆さんとか子供たち、 ちょっときょうはいろいろ確認したいことがあ 〔委員長退席、 今何が一番問題になっている 冨岡委員長代理着席] 自粛による経

> にしていきたいと思いますので、 や、どういうふうにして今後打開していくのかと 障が出る状況になっているわけです。これを、じ いうことについて、ちょっとまず確認を各府省庁 済損失など、本当に多岐にわたって国民生活に支 お聞きしたいと

のに何か基準があるのか、全国なのか、地域限定 と思うんですけれども、解除のタイミングという の辺はどうなるのか、お聞かせください。 で解除していくのか、専門家会議に聞くのか。 どこかで解除するというタイミングがやってくる を要請されたわけです。要請したということは、 文科省にまずお聞きしますけれども、

[富岡委員長代理退席、委員長着席]

ざいます。 スクをあらかじめ抑える観点から行ったものでご 教職員が日常的に長時間集まることによる感染リ 要な時期であることを踏まえ、多くの子供たちや 〇蝦名政府参考人 お答え申し上げます。 に感染の流行を早期に終息させるために極めて重 今般の学校の一斉臨時休業の要請は、今がまさ

力を尽くすことが最も重要と考えております。 円滑な臨時休業の実施を通じて感染拡大防止に の見解が示されたところでございます。当面 では、依然として警戒を緩めることはできないと された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 一昨日、三月九日でございますけれども、 全 催

ございます。 九日を目途に新たな報告が出される予定と聞いて 今後、この専門家会議においては三月十 この内容も踏まえながら、学校を再

いうこととしたいと考えてございます。

そういう基準があるわけではないということでいこういう状態になりましたら解除しますよとか、 〇尾辻委員 ということは、今文科省において、まいりたいというように考えてございます。 開するに当たってのいわば目安について検討して

○蝦名政府参考人 お答え申し上げます。
○報名政府参考人 お答え申し上げます。

○尾辻委員では、次、法務省にお聞きしますけ○尾辻委員では、次、法務省にお聞きしますけ

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

ところでございます。ある外国人について上陸拒否の措置を講じているある外国人について上陸拒否の措置を講じているて、中国湖北省を始めとする対象地域に滞在歴が

○尾辻委員 ということは、明確な基準が今ある

○佐藤政府参考人○佐藤政府参考人それは、専門家会議における

○尾辻委員 これもやはり基準がわからないとい ○尾辻委員 これもやはり基準がわからないとい 急性が高い場合ということでございます。 る状況等があって、外国人の上陸を拒否すべき緊 おり、感染者が外国の一定の地域に多数上ってい 基準といいますのは、先ほど申し上げましたと

請解除というのはもちろんあるんですよね、どこイベント自粛も要請をされております。では、要では、今度はイベント自粛でありますけれども、

聞くのか、ここをお聞かせください。一斉なのか地域限定なのか、専門家会議の意見をるのか、それに対して何か基準はあるのか、全国かのタイミングで。まず、要請解除というのをす

〇宮嵜政府参考人 お答え申し上げます。

果について判断が示される予定でございます。
て、三月十九日ごろを目途にこれまでの対策の効めることはできないとの見解が新たに示されましたえているものの、同時に、依然として警戒を緩的な感染拡大には進んでおらず、一定程度持ちこ的な感染拡大には進んでおらず、一定程度持ちこれが、三月九日の専門家会議におきまして、爆発生のコロナウイルス感染症の現状につきまして、

政府といたしましては、当該専門家会議の判断 政府といたしましては、当該専門家会議の判断 政府といたしましては、当該専門家会議の判断 政府といたしましては、当該専門家の見解も 政府といたしましては、当該専門家の見解も 政府といたしましては、当該専門家の見解も 政府といたしましては、当該専門家の見解も 政府といたしましては、当該専門家会議の判断 政府といたしましては、当該専門家会議の判断

ております。 ういう可能性はどちらもあるというふうには考え ういう可能性はどちらもあるというふうには考え やありませんが、可能性としてはいろいろな、こ るかということは今申し上げられるような状況じ 話もありましたが、現時点では、どういう形にな それからあと、全国一斉か地域限定かというお

○尾辻委員 今確認してきましたけれども、結局、

明確な基準がないということは、どこが出口にないます。

いと、本当に不安は広がるんじゃないかなと思いか専門的な知見をしっかりを出口のめどを示すといいり。やはり、しっかりと出口のめどを示すといいの。ではり、しっかりと出口のめどを示すといいの、本当に不安は広がるんじゃないかなと思いと、本当に不安は広がるんじゃないかなと思いただくように求めていきたいというふうに思いということは、どこが出口にな明確な基準がないということは、どこが出口にないます。

いっています。 に以降に接触した者が濃厚接触者だというふうに調査実施要領を見ると、患者(確定例)が発病しなんですけれども、国立感染症研究所の積極疫学なんですけれども、国立感染症研究所の積極疫学次に、ちょっと濃厚接触者の定義のことで確認

うことでよろしいですか。 濃厚接触者には当たらないということになるとい者というのは、この人は要はこの定義からいうとそうすると、この無症状病原体保有者の濃厚接触る無症状病原体保有者もいらっしゃるわけです。

成いたしました新型コロナウイルス感染症患者にうことで申し上げますと、国立感染症研究所が作今の、濃厚接触者としての疫学的調査の対象といかは患者等と同様に行う形でございますけれども、これにつきましては、感染症法上、入院の措置とた無症状病原体保有者につきましてですけれども、 〇宮嵜政府参考人 今委員から御指摘がありまし

> うことで規定されております。 患者(確定例)が発病した以降に接触した者とい委員御指摘がありましたように、濃厚接触者とは対する積極的疫学調査実施要領によりますと、今

れているところでございます。の実施については個別に判断するというふうにささせた場合の影響の大きさを評価し、接触者調査施要領によりますと、接触者に対して感染伝播をこの無症状病原体保有者につきましては、同実

○尾辻委員 これは私はちょっと整理するべきだい月るというような整理が必要かと思うんですけらいろな影響が出てくるんです。濃厚接触者になところですから。これは本当に市民生活の中でいところですから。これは本当に市民生活の中でいると思うんですね。今、実際、無症状病原体保有者と思うんですね。今、実際、無症状病原体保有者と思うというようでもだい。

〇宮嵜政府参考人 お答え申し上げます。

尾辻委員 ちょっと残りは後でさせていただき

ます。

午前九時五十分休憩 午前九時五十分休憩 にいたします。

前十時四十二分開議

〇盛山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○尾辻委員 それでは、残り時間の質疑をさせて

いりにいったいのでは、カススのでは、これでは、これでは、まっと、もう一つ整理が必要だと思います。ついては確認をさせていただきました。これはち思うんですけれども、先ほど濃厚接触者のことに大臣にお戻りになったところでお聞きしたいと

の御所見をお伺いします。 今何が起こっているかというと、コロナウイル 今何が起こっているかというと、コロナウイル の御所見をお伺いします。 の御所見をお伺いします。 の御所見をお伺いします。 の御所見をお伺いします。 の御所見をお伺いします。 の御所見をお伺いします。 の御所見をお伺いします。 の御所見をお伺いします。 の御所見をお伺いします。 の御所見をお伺いします。

触をされた疑いのある方、またその家族、また、そしてさらに今言われた濃厚接触者、あるいは接〇加藤国務大臣 まさに、患者の御家族の皆さん、

うふうに思っております。 情報をしっかり提供していかなきゃいけないとい もそうしたことをお願いした立場からしても、 というのは承知をしておりまして、本当に、 に対しても本当にいわれなき言動が行われている ちょっと視点は っかり本当の姿を、本当の姿というのは、正しい いていただいた医療関係者の方々、またその家族 本当にみずからの危険を顧みず働 違うんですけ がども、 のク 私ど

もの努力をしていきたいと思います。 うことを明記させていただいております。 してそれに基づく言動が行われないように、 の機会を捉えながら、そうした間違った理解、 か簡単なことではありませんけれども、一つ一つ かかわった方々の人権に配慮した取組を行うとい 基本的対処方針の中においても、 患者や対策に なかな 私ど そ

ば退院したときに、退院したことは証明できても、 **〇尾辻委員** この辺、広がれば広がるほどそうい ものは今医療機関ではまず出せませんよね。例え 発信していただきたいと思います。 った事象も広がってきますので、しっかり情報を ちょっと確認ですけれども、 陰性証明書という

〇宮嵜政府参考人 お答え申し上げます。

う証明書は出せるものでしょうか。

この方が新型コロナウイルスがありませんとか

求めがございましたらば、 記載された診断書等につきましては、 限らずですけれども、 判断で発行するかどうか判断されるものという 今回の新型コロナウイルス感染症に 感染症に係る陰性の判定が 医 |療機関というか医師 患者さんの

> ということです。
> ルもありませんし、出すべきということでもない 承知しております。 で発行されるかどうかというものだというふうに るかと思いますけれども、 しております。 だから、 最終的には医師 検査 出せないというル の実施 の判] 断

し上げて、 はちょっと基準を示していただくようにお願い プライバシーと公表のバランスのあたりについ うことを言われているかと思いますの ような動きが出てくる可能性があると思います。 と、検査を受けたくないという、 つきがあるんですね。こういうふうに公表される 表されたりしていて、自治体によってこれはばら の公表に当たるんじゃないかという情報までが公 ます。より混乱する可能性があると思いますよ。 ょっとこれは、もう少し私は整理が必要だと思 〇尾辻委員 じゃ、 、事会からもこの公表の基準を示してほしいとい 最後に一言。今、自治体でかなりプライバシー りがとうございました。 質問を終わりたいと思います。 出そうと思ったら 検査を忌避する 出 [せる。 . T

知

а